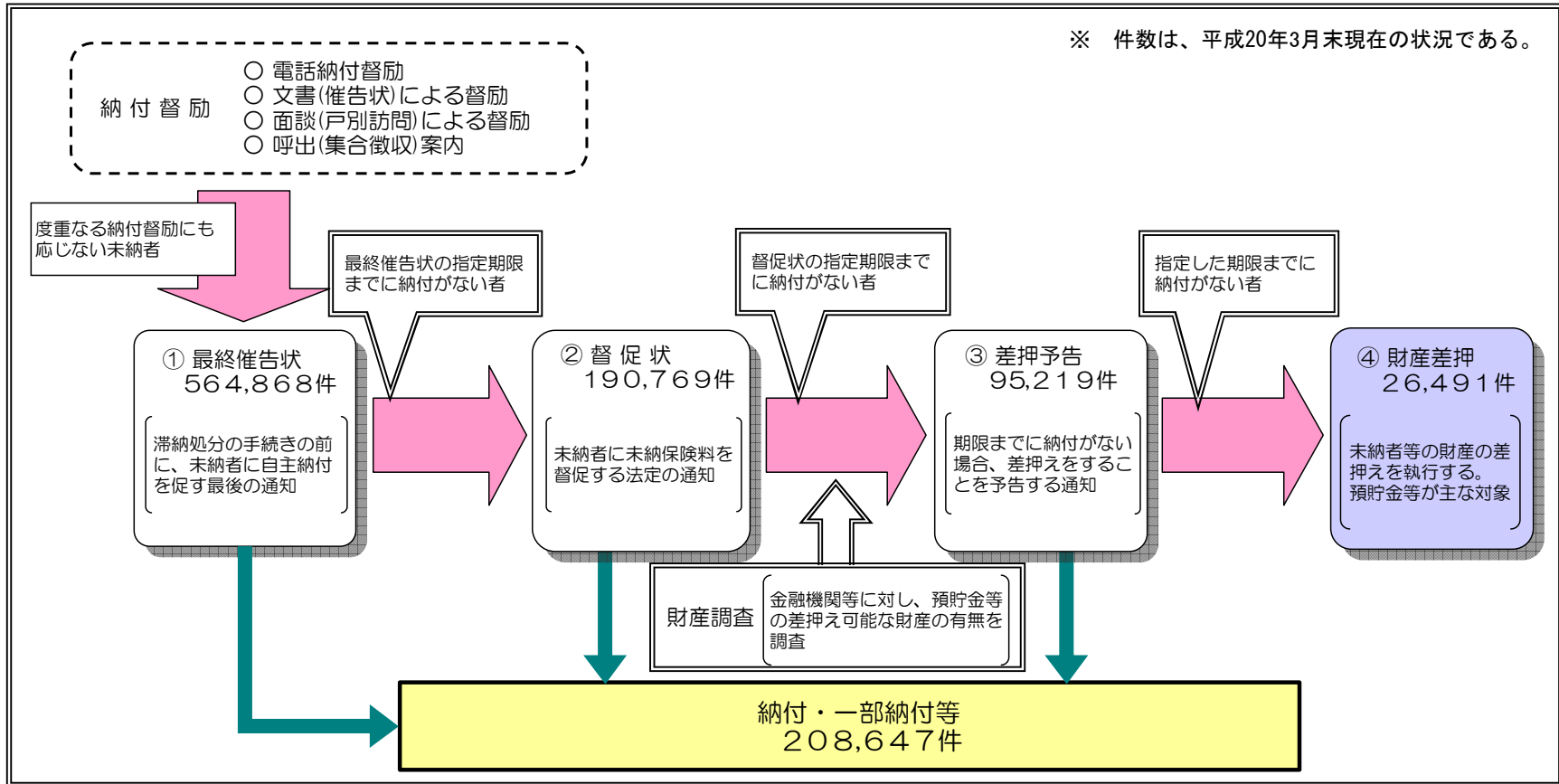


強制徴収の充実・強化

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、強制徴収の着手を推進している。
- 平成18年度までは、最終催告状の発行を目標としてきたが、平成19年度は、最終催告状から財産差押えまでに至るプロセスを確実にかつ速やかに実施することにより、強制徴収1件当たりの収納月数の増加を目指した取組を推進している。



(実施状況：平成20年3月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分	平成19年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件	40,727 件
督促件数	418 件	4,724 件	57,470 件	119,177 件	8,980 件
差押件数	50 件	744 件	10,997 件	13,970 件	730 件

強制徴収の取組み（イメージ図）

平成19年度以前分

強制徴収対象未納者

所得金額
が200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状
最終催告対象者
の50%以上

差押予告

財産調査

差押え

督促対象者の
20%

平成20年度

目標

強制徴収対象未納者

所得金額
が200
万円以上
13月以
上の未納
月数を有
する者

最終催告状

納付督促

督促状
最終催告対象者
の50%以上

差押予告

財産調査

差押え

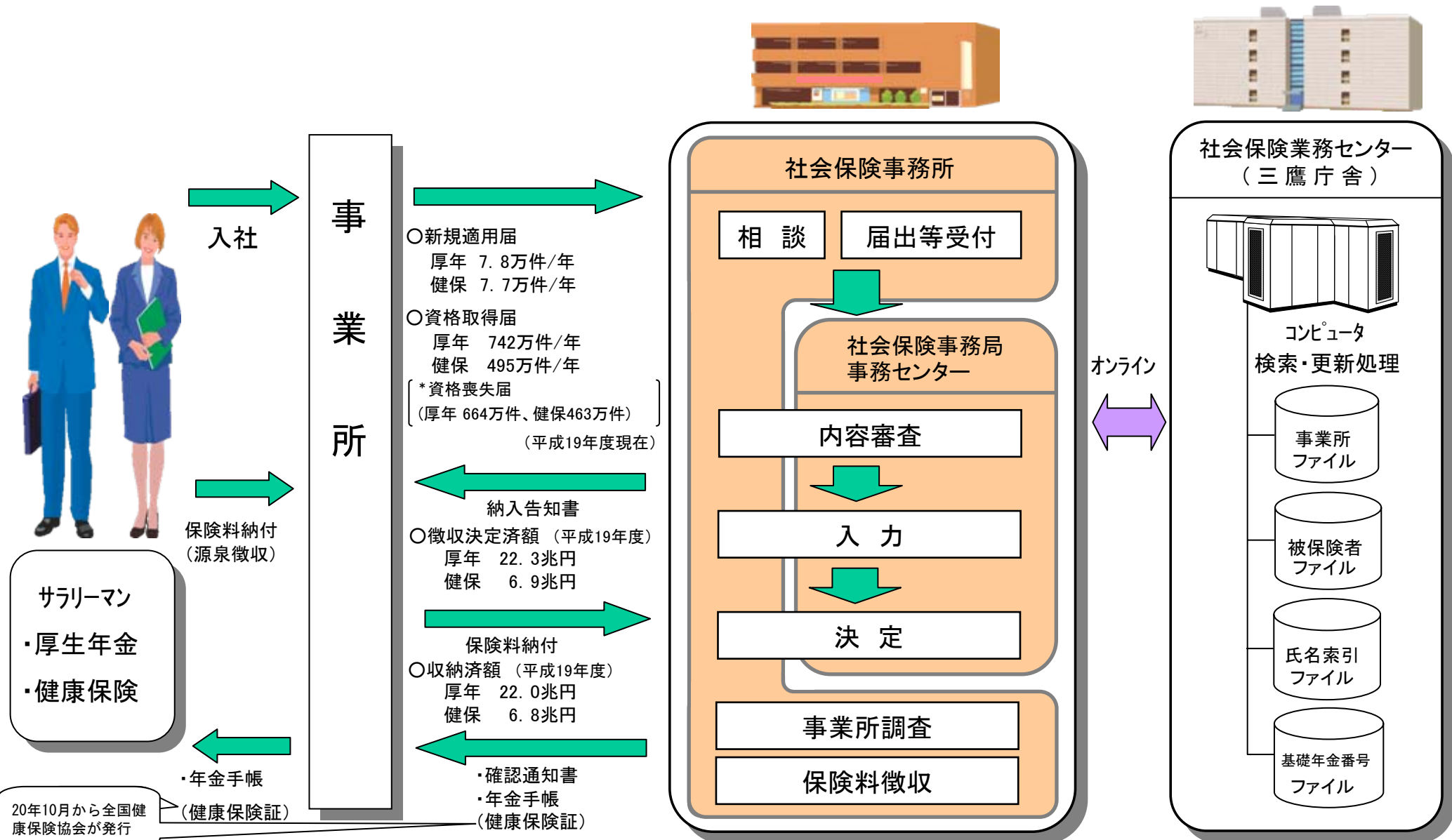
督促対象者の
20%

強制徴収取組件数（35万件）

* 強制徴収の取組
件数については、
60万件を目標と
してきたところ
であるが、本年度は
年金記録関係の業
務を考慮し35万
件としている。

（継続した取組）

適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ



(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

